

社会福祉法人東翔会

大牟田市基準緩和型訪問サービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東翔会が開設するサンフレンズ介護予防訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う大牟田市基準緩和型訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護職員研修の修了者、市の指定する一定の研修の修了者（以下「従事者等」という。）が、要支援者や事業の対象になる高齢者に対し、適正な基準緩和型訪問サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の従事者等は、要支援者等心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名 称 ヘルパーステーションサンフレンズ
二 所在地 大牟田市沖田町510番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者は、1名とする。
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 従事者等は、8名（必要に応じて増減する）とする。
従事者は、基準緩和型訪問サービス及び介護予防訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 通常日曜日から翌週の月曜日までの毎日とする。
二 営業時間 午前0時から翌日の午前0時までとする。
三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(基準緩和型訪問サービスの内容及び利用料等)

第6条 基準緩和型訪問サービスの内容は次のとおりとし、基準緩和型訪問サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。（厚生労働大臣が定める基準「介護報酬告示」は、事業所の見やすい場所に掲示する。）

- 一 家事援助（調理、衣類の洗濯・補修、居住等の掃除・整理整頓）
- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護及び介護予防訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収することとし、次の額とする。

(1) ステーションから片道	5 Km 以上 10 Km 未満	500円
(2) ステーションから片道	10 Km 以上	1,000円
- 3 前項の費用については、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時における対応方法）

第7条 従事者等は、基準緩和型訪問サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（業務継続計画の策定）

第8条 事業所は感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施するための業務改善計画のさくていをし、計画に従い必要な措置を講じる。

（高齢者虐待防止の推進）

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じる。

（身体的拘束等の適正化）

第10条 事業者は利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するた緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならない。
身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

11条 通常の事業の実施地域は、大牟田市の区域とする。

（その他運営についての留意事項）

第12条 基準緩和型訪問サービス事業所は、従事者等の質的向上を図るため研修を行う。

- 一 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
- 二 継続研修 年 2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密は守らなければならない。
- 3 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密については、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密について遵守する旨を雇用契約に規定するものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人東翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。